

南房総市地域公共交通活性化協議会規約 (設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成に関する協議及び網形成計画の実施に係る必要な協議を行うため、南房総市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(名称及び事務所の位置)

第2条 協議会の名称及び事務所の位置は、次に掲げるとおりとする。

(1) 名称 南房総市地域公共交通活性化協議会

(2) 事務所の位置 千葉県南房総市富浦町青木28番地南房総市役所内

(担任事務)

第3条 協議会の担任する事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 網形成計画の策定及び変更の協議に関すること。

(2) 網形成計画の実施に係る必要な協議に関すること。

(3) 網形成計画に位置づけられた事業の実施に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要なこと

(組織)

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって組織する。

2 協議会は、前項に定める者のほか交通政策における法令等について専門的な知識を有する者等にオブザーバーとして参画を求めることができる。

(会長)

第5条 会長は、別表1に掲げる委員の互選によってこれを定める。

(副会長)

第6条 副会長は、別表1に掲げる委員のうちから会長が指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 別表1に掲げる委員のうち行政機関の職員及び団体の役員については、その職にある期間とする。

3 前号以外の委員については、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事件とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第9条 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議の議決の方法は出席した委員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
- 6 前5項に掲げるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
(分科会)

第10条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を置くことができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。
(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、南房総市総務部企画財政課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 協議会の運営に要する経費は、南房総市及び関係団体の負担金、国からの補助金、その他の収入をもって充てる。

(監査)

第13条 協議会に監査委員を2人置く。

- 2 協議会の出納の監査は、会長が指名する規約第7条の委員がこれを行う。
- 3 前項の規定により指名を受けた監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

- 2 前項に定める報酬及び費用弁償の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合においては、協議会の收支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成20年3月25日から施行する。
(委員の任期の特例措置)
- 2 第8条の規定にかかわらず、第7条の規定により、最初に委嘱される委員の任期

は、平成21年3月31日までとする。

(委員の任期の特例措置)

- 3 この規約の施行の日から平成28年3月31日までの間に委嘱され、又は任命された委員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成27年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成27年11月17日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

条項	委員
法第6条第2項第1号	南房総市
法第6条第2項第2号	一般社団法人千葉県バス協会 東日本旅客鉄道株式会社館山駅 館山日東バス株式会社 ジェイアールバス関東株式会社館山支店 ちばシティバス株式会社 一般社団法人千葉県タクシー協会 一般社団法人千葉県トラック協会 南房総市域内タクシー事業者代表 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車が組織する団体 千葉県県土整備部道路計画課 安房土木事務所管理課 安房土木事務所調整課
法第6条第2項第3号	住民利用者 国土交通省関東運輸局交通政策部交通企画課 国土交通省関東運輸局自動車交通部旅客第一課 関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整） 関東運輸局千葉運輸支局首席運輸企画専門官（輸送監査） 千葉県総合企画部交通計画課 千葉県警察本部交通部交通規制課 館山警察署交通課 安房道の駅連絡協議会 館山市総合政策部企画課
事務局	南房総市総務部企画財政課

○南房総市地域公共交通会議規則

平成26年3月26日

規則第21号

改正 平成27年11月17日規則第45号

平成28年3月31日規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、南房総市附属機関設置条例（平成26年南房総市条例第1号）に基づき設置された南房総市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に答申するものとする。

- (1) 地域におけるバス交通の構築に関する事項
- (2) 地域におけるバスその他の旅客運送その他地域公共交通のあり方に関する事項
- (3) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様並びに運賃又は料金及びサービスに関する事項
- (4) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第78条第2項に規定する市が運営する有償運送の必要性及び旅客から收受する対価に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 南房総市副市長
- (2) 国土交通省関東運輸局長又はその指名する者
- (3) 国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
- (4) 千葉県知事又はその指名する者
- (5) 館山市長又はその指名する者
- (6) 千葉県警察本部長又はその指名する者
- (7) 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者

- (8) 一般社団法人千葉県バス協会長又はその指名する者
- (9) 一般社団法人千葉県タクシー協会長又はその指名する者
- (10) 一般社団法人千葉県トラック協会長又はその指名する者
- (11) 安房道の駅連絡会長又はその指名する者
- (12) 一般旅客自動車運送事業者の代表者又はその指名する者
- (13) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の推薦する者
- (14) 市民又は利用者

2 委員は、再任されることがある。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長及び副会長)

第4条 交通会議に会長及び副会長1人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。
- 5 会長及び副会長とともに事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を行う。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第6条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(幹事会)

第7条 交通会議に、運行に関する申請内容の協議並びに交通会議の準備及び運営に必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、会長が必要と認める者をもって組織する。
- 3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し、意見を聞くことができる。
- 4 幹事会は、調査の経過及び結果を交通会議に報告するものとする。

(議決事項の取扱い)

第8条 関係者は、会議における議決事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第9条 交通会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に従前の南房総市地域公共交通会議の会長又は副会長の職にある者は、この規則の規定により選任された会長又は副会長とみなす。

附 則 (平成27年11月17日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第22号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。